

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月1日	菟田野運送株式会社(法人番号7150001009705) 代表者吉田幹夫	奈良県宇陀市菟田野古市場1369	本社営業所	奈良県宇陀市菟田野古市場1369	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年11月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	3	3
令和2年6月2日	林運輸株式会社(法人番号4140001053533) 代表者林善	兵庫県尼崎市西難波町1丁目17番18号	本社営業所	兵庫県尼崎市西難波町1丁目17-18	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年12月12日及び同年12月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	4	4
令和2年6月3日	川崎ヘビーカーゴ株式会社(法人番号1140001021567) 代表者川崎至公	兵庫県神戸市西区平野町常本293番地の3	本社営業所	兵庫県神戸市西区平野町常本293番地の3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年1月23日及び同年2月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)定期点検整備の整備記録簿記載違反(安全規則第3条の2第2号、道路運送車両法第49条)	3	3
令和2年6月3日	川崎運送株式会社(法人番号4140001004619) 代表者川崎慧	兵庫県神戸市西区平野町常本293番地の3	本社営業所	兵庫県神戸市西区平野町常本293番地の3	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年1月23日及び同年2月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月4日	有限会社CWWS(法人番号2120002079060) 代表者網本雅之	大阪府大東市御領3丁目5番60号	本社営業所	大阪府大東市御領3丁目5番60号	輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	平成30年12月11日及び平成31年1月9日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(3ヶ月点検)(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
令和2年6月9日	角建材株式会社(法人番号3120001149350) 代表者角隆幸	大阪府枚方市春日北町五丁目18番35号	本社営業所	大阪府枚方市春日北町五丁目18番35号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和2年6月11日	有限会社東商(法人番号2150002004817) 代表者東田昌商	奈良県天理市田部町359番地1	本社営業所	奈良県大和郡山市池沢町140番地の1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	平成25年8月1日、同年8月29日及び同年9月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(8)事故の未届出違反(法第24条)	5	5
令和2年6月15日	株式会社上村組(法人番号2150001012564) 代表者上村智津子	奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地の1	本社営業所	奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地の1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年2月12日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月17日	株式会社新星運輸商事(法人番号4120001126175) 代表者佐野川谷裕之	大阪府大阪市鶴見区安田1丁目11番10号	加古川営業所	兵庫県加古郡稲美町六分ー1209-364	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年1月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項から第3項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
令和2年6月18日	有限会社エスケーカーゴ(法人番号1122002013545) 代表者柳井大輔	大阪府八尾市沼2丁目14-1	本社営業所	大阪府八尾市沼2丁目14-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和元年11月25日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)(4)乗務等の記録義務違反及び乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(7)報告義務違反(法第60条第1項)	4	4
令和2年6月19日	株式会社関西物流システム(法人番号6130001048771) 代表者中辻博司	京都市伏見区横大路畔ノ内45番地2	滋賀営業所	滋賀県彦根市栄2-8	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和元年11月21日、同年11月29日及び令和2年2月14日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月23日	株式会社岡鉄工業(法人番号4120101034864) 代表者 岡鉄之助	大阪府富田林市南旭ヶ丘町9番30号	本社営業所	大阪府富田林市南旭ヶ丘町9番30号	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和元年11月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)(5)乗務等の記録義務違反及び乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和2年6月23日	有限会社アサヒ商運(法人番号7150002003822) 代表者 勝倉浩司	大阪府四條畷市砂583番地の1	本社営業所	大阪府四條畷市砂3丁目3番5号	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和2年1月14日及び同年2月19日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置)(法第9条第1項)、(2)事業計画変更事前届出違反(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反)(法第9条第3項前段)、(3)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)報告義務違反(法第60条第1項)	10	10
令和2年6月25日	日本商運株式会社(法人番号5122001019663) 代表者 田中康正	大阪府八尾市青山町1丁目6番5号	本社営業所	大阪府八尾市青山町1丁目6番5号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和2年6月26日	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605) 代表者 栗栖利蔵	東京都中央区銀座2丁目16番10号	大阪天神橋支店営業所	大阪府大阪市北区錦町1-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年6月26日	有限会社KO運送(法人番号5122002017187) 代表者川原秋夫	東大阪市衣摺6丁目3-28	本社営業所	大阪府東大阪市衣摺6丁目3-28	輸送施設の使用停止(245日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和元年11月18日及び令和2年1月27日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置)(法第9条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施不適切(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(3ヶ月点検)(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(13)報告義務違反(法第60条第1項)	25	25
令和2年6月30日	臼杵運送株式会社(法人番号4320201000069) 代表者足立哲	大分県臼杵市大字福良1766-1	大阪支店営業所	大阪府大阪市住之江区南港東4-9-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年4月6日及び同年6月1日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備の整備記録簿保存義務違反(安全規則第3条の2第2号、道路運送車両法第49条)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0